明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通五〇）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願の公表並びに同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項及び生産する行為に係る事項を公示する件（農林水産一三二一）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づく品種登録に係る事項の公示及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（同一三二二）　五
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一〇八四）　九
○航路標識に関する件（海上保安庁三一）　一六
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境五二）　二〇
○大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（同五三）　八二
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　九九
裁判所
破産、免責関係　一〇〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　一三四
会社その他
会社決算公告　一三六

省令

○国土交通省令第五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項及び第八項並びに第七十五条の四第一項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉